

## ■美波町定住促進対策条例施行規則(一部抜粋)

(定住促進補助金の対象)

○定住促進補助金の対象は、転入希望者(満20歳以上65才未満の者)若しくは住民である成年(高校生を除く満20歳以上45歳未満の者)が5年以上活用又は居住することを条件として、町と協定を締結した場合とする。ただし、対象となる家屋の所有者が申請者を含む居住者すべての者と3親等内の親族でないことを交付条件とする。

- (1) 自治組織又は団体が、計画的、持続的に所有者から家屋を借り受け、新たに借家として提供するために増改築を行う場合
- (2) 新たに住民となることを希望する者又は住民が、所有者から家屋を借り受けて、居住するために増改築を行う場合
- (3) 新たに住民となることを希望する者又は住民が居住を目的として家屋を購入し増改築を行う場合。ただし売買目的に建築された建売住宅、及び集合住宅は除く。

(事業の申請等)

○定住促進補助金及び高齢者等定住支援補助金の申請は、増改築の着工までに行わなければならない。

○定住促進補助金及び高齢者等定住支援補助金の補助を受けて、増改築工事を行う場合、工事施工者は美波町内に事業所等を有する者とする。

○定住促進補助金の申請は、対象となる家屋の賃貸借契約書又は売買契約書の契約日から起算して1年以内になければいけない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(定住促進補助金の補助対象工事等)

○補助金の交付対象となる工事は、自己の居住に要する住宅の増改築に係る工事とする。ただし、店舗兼住宅の増改築を行う場合は、居住部分のみを交付対象とする。

○居住するために必要となる増改築工事であり、次の各号のいずれかに該当する工事であること。

- (1) 自ら居住するための増改築工事
- (2) 屋根、雨どい、柱、外壁等の外装工事
- (3) 床、内壁、天井等の内装工事
- (4) 雨戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ、風呂、台所の改修等の給排水工事
- (7) その他町長が必要と認める工事

○次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 門・塀等の外構工事
- (2) 車庫・物置等の設置
- (3) 家電・家具等備品の購入
- (4) 申請者自ら行う工事
- (5) その他町長が適当でないとする工事

(支給の条件)

○対象補助事業の支給にあたっては、居住するすべての者がすべての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 国、県又は町が実施する他の同様の補助金等の交付を重複して受けていないこと（住宅建築資金借入利子補給金との重複受給はできない）。
- (3) 原則として、対象補助事業後において居住地の町内会に加入していること。
- (4) 売買を目的としていないこと。
- (5) 対象補助事業の各事業と同じ補助金支給を過去において受けていないこと。補助金の支給は、1家屋に対し1回限りとする。

(支給額)

○増改築費用の3分の2の額(その額が200万円を超えるときは200万円を限度とする)。

※申請までに金融機関にて補助金額以上の資金借入れをすること。ただし、町長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

※補助金の交付は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った元金とする。(その額が40万円を超えるときは40万円を限度として、最初の元金を支払った日から起算して5年間に支払った元金に対して交付)

(変更等の手続き)

○次の各号に該当する場合は、補助金変更(中止)承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止するとき
- (2) 補助金額の増減又は事業費が3割以上増減するとき
- (3) 事業内容の重要な部分を変更するとき

(実績報告)

○実績報告書に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支給の中止及び返還)

○次のいずれかに該当するときは、支給を中止し、又は実情を調査のうえ返還額を算定し返還となる。

- (1) [条例](#)、規則に違反したとき。
- (2) 協定の締結後5年経過前に居住又は活用しなくなったときとし、もしくはその他協定書の事項に反したときとし、返還額は下記のとおりとする。

返還事由の発生日	1年以内	1年を超え 2年以内	2年を超え 3年以内	3年を超え 4年以内	4年を超え 5年以内
返還額	支給額の全額	支給額の7割	支給額の5割	支給額の3割	支給額の1割

- (3) その他不正の事実があったとき。